

利用料金表

①サービス利用料金（1日あたり） ※負担割合証による1割負担の場合

a.利用者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
b.サービス利用料金	6,820 円	7,530 円	8,280 円	9,010 円	9,710 円
c.栄養マネジメント強化加算	110 円	110 円	110 円	110 円	110 円
d.看護体制加算（Ⅰ）	120 円	120 円	120 円	120 円	120 円
e.看護体制加算（Ⅱ）	230 円	230 円	230 円	230 円	230 円
f.日常生活継続支援加算（Ⅱ）	460 円	460 円	460 円	460 円	460 円
g.精神科医療療養指導加算	50 円	50 円	50 円	50 円	50 円
h.介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） (b+c+d+e+f+g) × 16.3%	1270 円	1386 円	1,508 円	1,627 円	1,741 円
k.地域区分単位数単価(10.14 円) (b+c+d+e+f+g+h) × 1.014	9,187 円	10,024 円	10,909 円	11,769 円	12,595 円
l.うち介護保険から給付される金額 i × 90%	8,268 円	9,022 円	9,818 円	10,592 円	11,336 円
m.うちサービス利用に係る自己負担分 i × 10%	919 円	1,002 円	1,091 円	1,177 円	1,259 円
n.居室に係る自己負担額 (負担限度額認定の制度あり)	2,066 円	2,066 円	2,066 円	2,066 円	2,066 円
o.食事に係る自己負担額 (負担限度額認定の制度あり)	1,700 円	1,700 円	1,700 円	1,700 円	1,700 円
p.自己負担額合計(1日当たり)	4,685 円	4,768 円	4,857 円	4,943 円	5,025 円
q.自己負担額合計 (1 か月あたり 30 日として)	140,550 円	143,040 円	145,710 円	148,290 円	150,750 円

※計算方法により、数円程度の誤差が生じる場合があります。

②介護保険負担限度額認定の制度

	居室に係る自己負担金額	食事に係る自己負担金額
第1段階	880 円	300 円
第2段階	880 円	390 円
第3段階①	1,370 円	680 円
第3段階②	1,370 円	1,420 円

※負担限度額認定は毎年更新され、変更される場合があります。

③高額介護サービス

第 1・2 段階	上限額 15,000 円
第 3 段階①・②	上限額 24,600 円
第 4 段階	上限額 44,400 円

※申請により上限額を超過した金額が、後日還付されます。

④段階別個人負担額

		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
介護保険利用料 (1 割負担分)	要介護 1	919 円	919 円	919 円	919 円	919 円
	要介護 2	1,002 円	1,002 円	1,002 円	1,002 円	1,002 円
	要介護 3	1,091 円	1,091 円	1,091 円	1,091 円	1,091 円
	要介護 4	1,177 円	1,177 円	1,177 円	1,177 円	1,177 円
	要介護 5	1,259 円	1,259 円	1,259 円	1,259 円	1,259 円
居室に係る自己負担金額		880 円	880 円	1,370 円	1,470 円	2,066 円
食事に係る自己負担金額		300 円	390 円	680 円	1,420 円	1,700 円
高額介護サービスによる介護保険 利用料金の還付 (1 か月単位)		15,000 円 (上限額)	15,000 円 (上限額)	24,600 円 (上限額)	24,600 円 (上限額)	44,400 円 (上限額)
自己負担額合計 (1 か月あたり 30 日として)	要介護 1	62,970 円	65,670 円	89,070 円	114,270 円	140,550 円
	要介護 2	65,460 円	68,160 円	91,560 円	116,760 円	143,040 円
	要介護 3	68,130 円	70,830 円	94,230 円	119,430 円	145,710 円
	要介護 4	70,710 円	73,410 円	96,810 円	122,010 円	148,290 円
	要介護 5	73,170 円	75,870 円	99,270 円	124,470 円	150,750 円

※計算方法により、数円程度の誤差が生じる場合があります。

⑤介護保険制度上、必要に応じて加算・減算される内容及び単位数

加算、減算等の種類	単位数	内 容						
初期加算	30 単位	入居後 30 日間に限り、上記料金以外に初期加算料 1 日につき 304 円（自己負担額 30 円）を徴収する場合があります。						
外泊、入院中の減算	246 単位	ご入居者が入居期間中に入院または外泊された場合にお支払いいただく 1 日当たりの利用料金は、下記の通りです。 外泊期間は、1 か月につき連続 6 日間、月をまたがる場合には、連続 12 日間を限度とします。入院または外泊の初日と最終日は期間に含みません。 <table><tr><td>1. サービス利用料金</td><td>2,494 円</td></tr><tr><td>2. うち介護保険から給付される金額</td><td>2,245 円</td></tr><tr><td>3. 自己負担額（1－2）</td><td>249 円</td></tr></table>	1. サービス利用料金	2,494 円	2. うち介護保険から給付される金額	2,245 円	3. 自己負担額（1－2）	249 円
1. サービス利用料金	2,494 円							
2. うち介護保険から給付される金額	2,245 円							
3. 自己負担額（1－2）	249 円							

療養食加算	6 単位	通常の食事以外に、厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合。（1食につき）
経口移行加算	28 単位	経管により食事を摂取している入居者が、経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、栄養管理を行った場合。
経口維持加算（Ⅰ）	1 月につき 400 単位	経口維持加算（Ⅰ）は、摂取機能障害を有し、誤嚥が認められる入居者に対し、多職種協働で食事の観察・会議を行い、経口維持計画に従い栄養管理を行った場合。 経口維持加算（Ⅱ）は、協力歯科医療機関を定め、食事の観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。
経口維持加算（Ⅱ）	1 月につき 100 単位	
退所時等相談援助加算 ○退所前および退所後 訪問相談援助加算	各 460 単位	入居者が退居し、在宅等で生活をする際、退居前後に相談援助する場合。
○退所時相談援助加算	400 単位	
○退所前連携加算	500 単位	
○新興感染症等施設療 養費	1 日につき 240 単位	入居者等が別に厚生労働省が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整などを行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、当該する介護サービスを行った場合。（1月に1回、連続する5日を限度とする。）

◇施設の居住費・食費の負担額

世帯全員が市民税非課税の方（市民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用の居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

対象者		区分
生活保護受給者		利用負担段階 1
世帯全員が 市民税非課税	高齢福祉年金受給者	
	課税年収額と合計所得金額の合計が 82.65 万円以下の方。	利用負担段階 2
	合計所得金額と課税年収額の合計が 82.65 万円超 120 万円以下の方。かつ、預貯金額が 550 万円以下(夫婦の場合は 1,550 万円以下)の方。	利用負担段階 3 ①
	合計所得金額と課税年金額の合計が 120 万円超の方で、預貯金額が 500 万円以下(夫婦の場合は 1,500 万円以下)の方。	利用負担段階 3 ②
上記以外の方		利用負担段階 4

☆その他のサービス及び利用料金

①居室に係る費用（保険外）

入院等による外泊時に、介護保険の外泊加算適用日数以外の居住費（外泊 7 日目から帰苑日前

日まで) につきましては、帰苑日までお部屋を確保する理由により、介護負担限度額認定証の有無に関わらず、1 日につき 2, 0 6 6 円頂きます。

月末に外泊（月末より 6 日前までに外泊）され、翌月にまたがる場合につきましては、翌月 6 日目まで介護保険の外泊加算が適用となります。この場合は、翌月の 7 日目以降より保険外の居住費が発生します。詳細は施設までお問い合わせ下さい。

②食事に係る費用（保険外）

緊急入院（欠食期限以降の外泊）による食事止めにつきましては、食材料確保の理由により、入院日（外泊日）の翌日より 2 日間、介護負担限度額認定証の有無に関わらず、1 日につき 1, 7 0 0 円頂きます。

※開設記念や、納涼祭、クリスマス会などの行事の際は、別途、イベント食としての費用を頂きます。

③理美容サービス

提携している理美容室の出張による、理美容サービスをご利用頂けます。

※料金はサービス内容により異なります。詳細は施設にお問い合わせ下さい。

④金銭管理サービス

日常生活に係る諸費用に関する支払代行を行います。

原則として入居者ご本人名義の金融機関口座をお預かりします。

その際、保管管理費を頂いております。

かささぎ苑にて保管、管理し、取扱いについては複数の職員が立ち会い、事故の無いよう最善の方法を取らせて頂いております。詳細は以下の通りです。

- | | |
|--------------|--|
| a. 管理する金銭の形態 | 施設金融機関に預けている預金 |
| b. お預かりするもの | 上記預貯金と金融機関に届け出た印鑑 |
| c. 保管管理者 | 施設長 |
| d. 出納方法 | ・ 預貯金の預け入れおよび引き出しが必要な場合には、備え付けの届出書を保管管理者へ提出して頂きます。
・ 保管管理者は上記届出書の内容に従い、預金の預け入れおよび引き出しを行います。保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、要望に応じてその写しを入居者に交付します。 |
| e. 保管管理費 | 毎月 2, 0 0 0 円 |

⑤複写物の交付

1 枚につき 1 0 円頂きます。

⑥その他

教養娯楽費につきましては、実費請求させて頂きます。

行事、イベントによっては別途費用がかかるものもございます。金額等につきましては、実費もしくは一部負担にて請求させて頂きます。